



## 用語解説

## あ い う え お

### アクセントカラー [ accent color 英 ]

ベースカラーやサブカラーに対してコントラストを持つ強調色のことで、全体を引き締めたり、部分や形状を効果的に強調し変化を演出し、まちなみの「活気」や「彩り」を印象づける色です。わずかの面積の使用にとどめ、建物全体の調和やまちなみの美しさに配慮して用いる工夫が大切です。

### オギュスタン・ベルク

[ Augustin Berque 人名 ]

1942年フランス生まれ。風土学の領野を開拓し、画期的な独自の理論を構築するとともに、フランス日本学に新次元をもたらした第一人者。

## か き く け こ

### カーポート [ carport 英 ]

差しかけ屋根付きの駐車場を言います。

### かがみがわせいりゅうほぜんじょうれい 鏡川清流保全条例

「鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めることを目的（条例第1条趣旨より）」として、平成元年10月1日に施行した条例です。

### かんきょうふか 環境負荷

環境にマイナスの影響を与えるものを言います。それには、人的に発生するものと、自然発生するものがありますが、本計画では、廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓といった人的に発生するものを言います。

### きょうじょ 共助

ある事象について、自分だけでは解決や行うことが困難なことを、周囲や地域が協力して行うことをいいます。

### きんそくち 禁足地

霊山などで特に神聖な場所として、人が入ることを許されない場所をいいます。

### けいかんほう 景観法

「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的（法第1条の目的より）」として平成16年6月18日に施行された法律です。

### けいかんぎょうせいだんたい 景観行政団体

景観法第7条第1項に定められている団体のことです。中核市である高知市は、景観法の施行と同時に景観行政団体になりました。

### けいかんせいびきこう 景観整備機構

景観法第92条第1項に定められた法人で、良好な景観形成を行う者に対して情報提供や助言を行ったり、景観重要建造物等の管理をすることができます。

### けばけばしいしきさい けばけばしい色彩

この計画において、彩度が8以上の色をいいます。

## こうじょ 公助

ある事象について、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うことをいいます。

## コミュニティ [community 英]

広い意味では、市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団などのことを言います。

本計画では、ある地域の住民が消費、生産、労働、教育、スポーツ、祭りなどにに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

## コミュニティ計画

それぞれの地区において、土地利用のあり方や、生活環境の保全・整備の課題を検討するとともに、そこに住む人の参加と創造による住民自治を基本として相互理解と連携のもと、人間性豊かなこころの触れあう地域社会の形成を目指し策定した計画です。

## さ し す せ そ

### さいど 彩度

色の鮮やかさを示すもので、色のない無彩色を0とし、色の鮮やかさの度合いにより数字を大きくしていきます。ただし彩度は色相と明度によって最大値が異なります。

### さとやまほぜんじょうれい 里山保全条例

「本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的（条例第1条目的より）」として、平成12年4月1日に施行した条例です。

## サブカラー [sub color 英]

壁面が大きく単調な場合等に、適度な変化を与えて壁面を分節化したり、周辺に与える圧迫感を軽減させるための色をサブカラーといい、ベースカラーとともに、建物の基調となる色です。ベースカラーと類似調和する色を、素材の持つ質感や形態の違いなどと関連づけて用いる工夫が大切です。

### しきさい 色彩

色の名前の付け方は曖昧で誤解を招きやすいため、本計画では、日本工業規格 Z8721（色の表示方法）に定められている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現します。このような色の表現方法をマンセル色体系（マンセル値）と呼びます。

### しきそう 色相

色の種類を表すもので、基本の5色として赤 (R) 黄 (Y) 緑 (G) 青 (B) 紫 (P)、その中間の5色として黄赤 (YR) 黄緑 (GY) 青緑 (BG) 青紫 (PB) 赤紫 (RP) の合計10色に分割し、さらにそれらを10分割した100色相で表現します。

## 視点場

風景を眺めるときの特定の場所をいいます。

## 重点密集市街地

国土交通省は密集市街地の効果的かつ効率的な改善に資するため、都道府県及び政令指定都市の協力を得て、「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」を把握し公表しました。これを重点密集市街地と位置づけ整備を進めています。

## 植生

ある場所に植物が集まり、育生している様子をいいます。

## シンボリック

シンボリック [symbolic 英]

その地域にある象徴的な建築物や樹木などといったものを形容した言葉です。

## 自助

ある事象について、自分の責任で、自分自身が行うことをいいます。

## スカイライン [skyline 英]

連続した建物や山なみと空との境界線のことをいいます。

## ストリートファニチャー

[street furniture 英]

道路（歩道）上に置かれている備品の総称を言います。具体的には、街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチなど、歩行者に快適さを提供するための設備です。

## たちつと

### 治水

川の流れを良くすることにより、洪水などの水害を防ぐことをいいます。

### 中核市

地方自治法第252条の22第1項に定める行政区域のことで、高知市は、平成10年に移行しました。

### 眺望点

眺望点とは、眺めの見渡せる場所をいいます。眺望点の代表的なものとしては、展望台や橋、道路、海岸などがあげられます。

### 添景

風景におもむきを沿える樹木や山なみなどのことをいいます。

### 都市計画マスタープラン

地域の特性に配慮し、住民の意見を反映しながら、高知市の新たな都市づくりの基本的な方向を示したものです。

### 都市美条例

「本市の都市美の形成を図るために必要な施策を定めこれを総合的に推進することにより、心安らく文化的で魅力ある街並みの創出、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりに資することを目的（条例第1条の目的より）」として平成8年4月1日に施行した旧条例です。

### 都市美アドバイザー制度

本市の都市美の形成に関し必要な事項及び市民の都市美の形成に関する活動について専門の見地からの助言等を求めるため設置しています。

と し び けいせいきほんけいかく  
都市美形成基本計画

高知市都市美条例に基づき、都市美の形成を総合的、計画的に進めるための指針として策定したものです。

とくていとどけでたいしょうこうい  
特定届出対象行為

景観法第 17 条に規定される行為のことを言います。

な に む ね の

ニーズ [needs 英]

市民が望み、必要なものを言います。

は ひ ふ へ ほ

ビオトープ [biotope 独]

生物の生息空間のことです。空地や緑地等を人間の立場から見た憩いの場所、風景としてとらえるのではなく、地域の生態系を維持あるいは活性化させるための空間単位としてとらえる考え方で、動植物の生息場所の総称を言います。

ファサード [façade 仏]

建築物の正面や外観のことを言います。最も目に付く場所ですので意匠や形態、色彩の工夫が重要となります。

プロムナード [Promenade 仏]

散歩あるいは散歩の場所を意味する言葉です。

プラント [plant 英]

工場施設や生産設備一式のことを言います。

ベースカラー [base color 英]

配色で最も大きい面積の色をベースカラーと言います。建物の壁や屋根の色で最も広い面積を占める色を指し、建物やまちなみのイメージを決める色です。

ベッドタウン [bed town 和]

就寝のために帰る郊外の住宅都市のことを言います。

ま み む め も

みずはね  
水刳

かつて鏡川の下流域で多く見られた石積の構造物で、汽水域における生物の生息場所です。

かんきょう ほぜん そうしゅつ かん じょうれい  
みどりの環境の保全と創出に関する条例

「都市生活にとって良好な自然と豊かな緑がきわめて重要であることにかんがみ自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的（条例第 1 条の目的より）」として、昭和 49 年 10 月 15 日に施行した条例です。

むさいしよく  
無彩色

白や黒、その間のグレーなど色を持たないものを無彩色と言います。

## めいど 明度

色の明るさを示すもので、白を明度 10、黒を明度 0 とし、その中間を 2 ~ 9 の数字で表現します。

## もくちく たいよう 木竹の態様

樹木や竹などの植栽の状態のことを言います。景観的に重要な樹木や竹林が、伐採、移植されると、優れた風景が損なわれるおそれがあります。

## モニュメント [ monument 英 ]

記念碑、記念建物、記念館、銅像、慰霊碑、忠魂碑などをいいます。

## や ゆ よ

## ユニバーサルデザイン

[ Universal Design 英 ]

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計のことを言います。

## ら り る れ ろ

## りょくひたいしょうめんせき 緑被対象面積

緑被面積を算定するための基礎となる面積のことを言います。

・個人住宅（2世帯住宅を含みます）の場合、次式により算定します。

$$\text{緑被対象面積} = \text{敷地面積} \times (1 - \text{指定建ぺい率}) - 25.0$$

・個人住宅以外の場合、次式により算定します。

$$\text{緑被対象面積} = \text{住宅戸数} \times 6.0 + \text{駐車台数} \times 4.0 \text{ 及び} \\ \text{敷地面積の 20\% のいずれか大きい数値}$$

## りょくひめんせき 緑被面積

樹木などの緑化により得られるみどりの面積をいいます。

・立木

高木（樹高が 3 m 以上となるもの）= 25.0 m<sup>2</sup>

中木（樹高が 1 m ~ 3 m のもの）= 15.0 m<sup>2</sup>

低木（樹高が 1 m 未満のもの）= 1.0 m<sup>2</sup>

実測による場合は、1.5 × 樹高 (m) × 樹冠 (m)

・地被

地表を覆った部分の面積

・裸地（舗装などがされていない土の状態）

0.8 × 水平投影面積

・プランター、鉢

0.5 × 水平投影面積

・屋上緑化

上の立木、地被、プランター、鉢による

・壁面緑化

緑被部分の面積又は補助資材が設置されている部分の面積

隣地境界（高木・中木は、境界から 1.0 m の範囲）にあるものは、上の数値に 1.1 を乗じた値、道路境界（地被類及び低木は境界線から垂直に連続する範囲、その他の立木は、樹木の高さの範囲）にあるものは、上の数値に 1.3 を乗じた値

## ロードサイドショップ

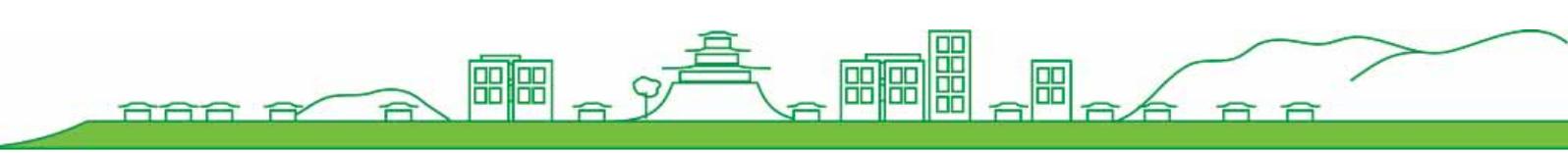
[ Roadside shop 英 ]

幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のことをいいます。代表的な店舗の形態としては、郊外型ショッピングセンター、郊外型家電量販店、ホームセンター、自動車用品店、ドラッグストア、ファミリーレストラン、ファストフード店などがあります。

## ロマネスク様式

10 世紀末から 12 世紀にかけて西ヨーロッパ全土に広まった美術様式のことをいいます。

建築の特色は、半円アーチや厚い壁、壁や柱が石でつくられていたり、開口部が少なく、重厚で存在感があります。また、ところどころに、動物や実在しない獣などの装飾をモチーフとして使うこともあります。



## わ ん う 系 を

ワークショップ [ workshop 英 ]

住民参加型のまちづくりにおける合意形成のための手法を言います。

## 欧文略語

N P O [ non-profit organization ]

非営利法人や民間非営利団体として、市民運動やボランティア活動などをする人々が結成する団体のことをいいます。



## さいごに

良好な景観といっても、人それぞれに考え方が異なっているのではないのでしょうか。そういった中で、景観に対して一定の方向性を持って、まちに浸透し形成されることによって、誰もが「美しい」と思える風景「原風景」となります。そして、原風景が人それぞれの価値観や文化や時代を超えてみんなに好まれるもの、市民の生活と切り離すことができない密接な関係にある風土へと昇華することになります。

風土について研究を行ったオギュスタン・ベルクは、人間と環境の関わりやありさまについて「景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年」と解し、風土は人間と切り離すことができない密接な関係にあると指摘しています。

この景観計画は、高知のまちなみを風土へと昇華させるための初期段階の方針として位置づけ、それぞれの地域特性を生かしながら策定しています。

# 高知市景観計画 2009

平成 21 年（2009 年）発行

---

発行	高知市
編集	都市整備部 都市計画課
共同研究	学校法人 高知工科大学
印刷所	〇〇

